

別表（第5条・第6条関係）

	交付対象事業区分	1台あたりの補助額	必要書類
①	一般貨物自動車運送事業	10万円	【共通書類】 ・宣誓書（様式第8号） ・交付対象車両一覧（様式第9号） ・交付対象車両の車検証の写し ・直近の確定申告書の写し ・本人確認書類（個人事業主のみ） ・市内で事業を営んでいることが分かる書類 ・振込先の通帳の写し ・その他市長が必要と認める書類 上記、共通書類と以下の書類 ・和歌山運輸支局からの運送事業の許可書の写し
②	貨物軽自動車運送事業	1万円	
③	一般乗合旅客自動車運送事業	8万円	上記、共通書類及び次の書類 ・和歌山運輸支局からの運送事業の許可書の写し ・和歌山運輸支局に休車リストを提出している場合は、その写し
④	一般貸切旅客自動車運送事業	8万円	
⑤	一般乗用旅客自動車運送事業	5万円	
⑥	特定旅客自動車運送事業	5万円	
⑦	自動車運転代行業	1万円	上記、共通書類と以下の書類 ・公安委員会からの運転代行業の認定書の写し ・交付対象車両の写真（車両番号が確認できるもの） ・受託自動車共済契約証書等の写し（交付対象車両が特定できるもの）